

(参考)

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

平成26年度前半

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

後半～

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

平成27年4月(予定)

子ども・子育て支援新制度本格施行

} 地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら検討。

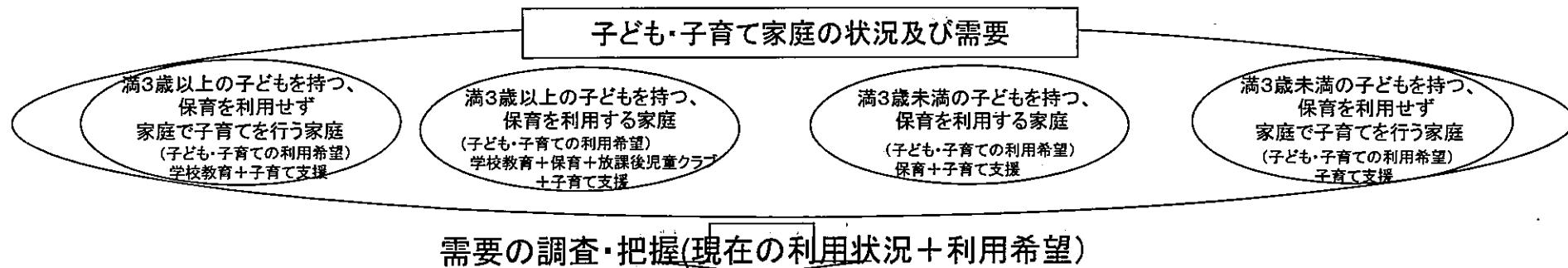
◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定（第2項第1号）
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第2号）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第2項第3号）

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（第3項第1号）
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（第3項第2号）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3~5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

- 都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。
※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。
- 幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

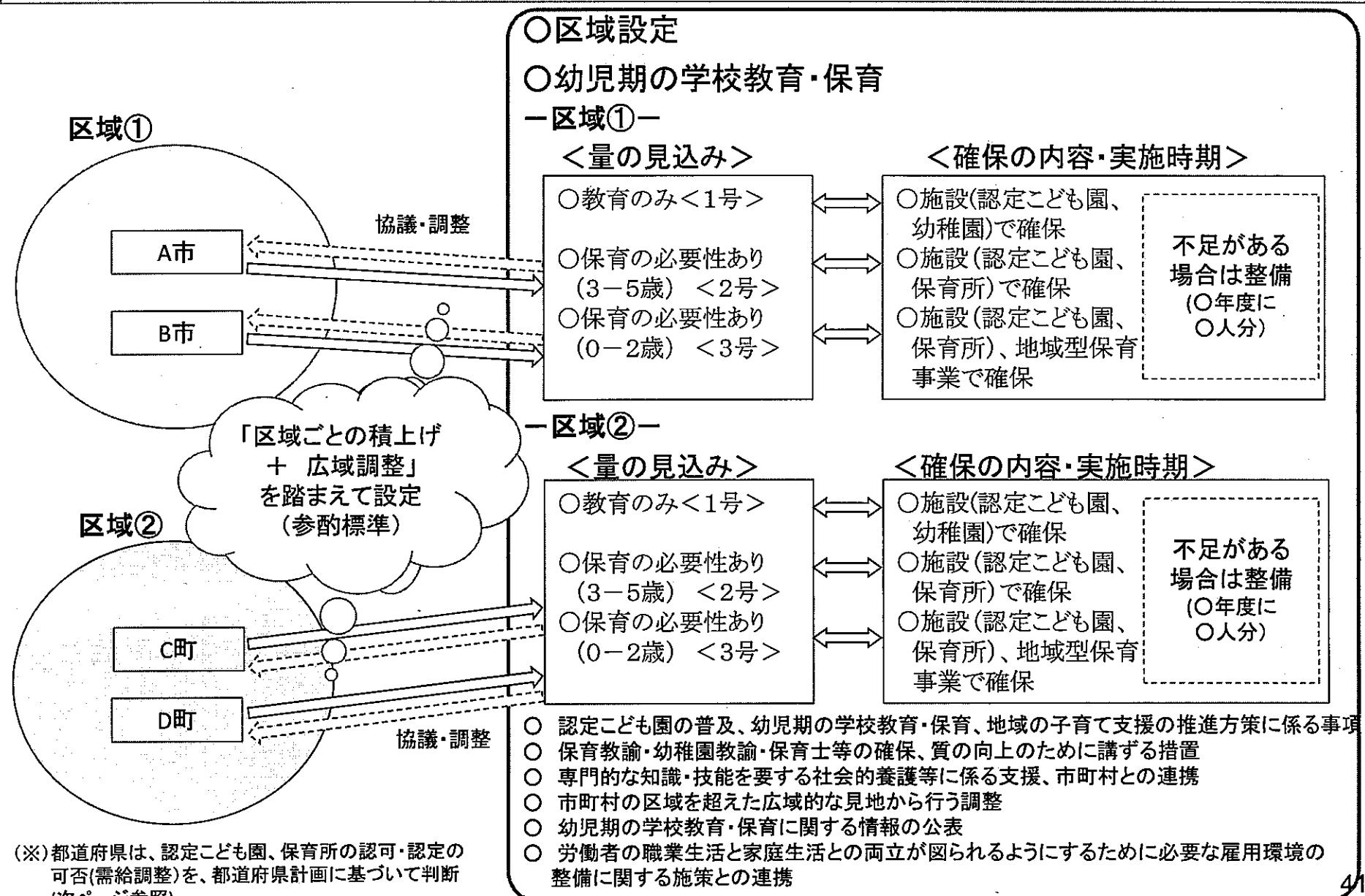
<必須記載事項>

- 区域の設定（第2項第1号）
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第2項第2号）
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置（第2項第3号）
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携（第2項第4号、第5号）

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整（第3項第1号）
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表（第3項第2号）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②



3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

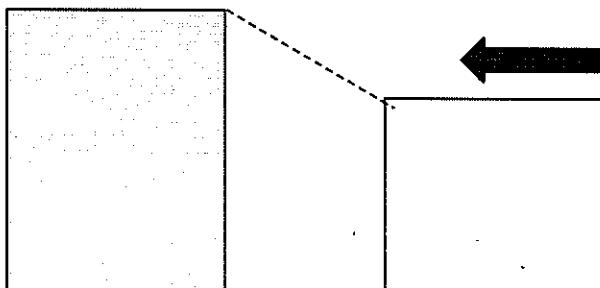
- 子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) →適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整

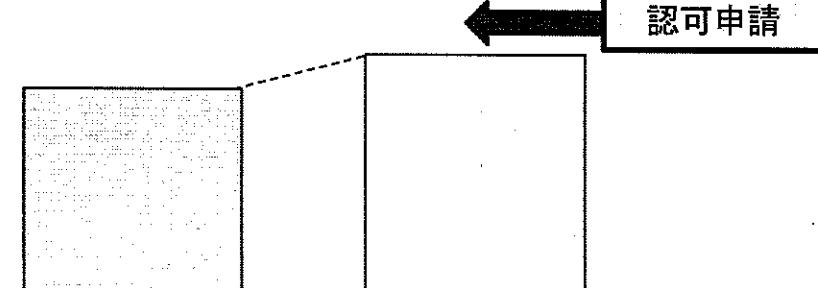
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)

→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

→ 需給調整



42

※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

4. 基本指針項目①

- 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)（法60Ⅱ①②）

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定

- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4. 基本指針項目②

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 幼児期の学校教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

4. 基本指針項目③

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
 - 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
-
- 専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（法60Ⅱ③）
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（法60Ⅱ④）
 - その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項（法60Ⅱ⑤）

5. 参照条文①

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参考すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

5. 参照条文②

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

5. 参照条文③

- 四 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

資料 10

平成 25 年 8 月 6 日

新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がかかる。

事項	自治体における当面の作業等	国の主な作業日程
○ 事業計画	<p>【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】 <25年4月～6月></p> <p>① 現行の次世代行動計画等に基づく取組状況の把握、評価。</p> <p>② 子ども・子育て会議で示される基本指針案を参考しつつ、区域設定その他事業計画の構成等を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p><25年7月～12月></p> <p>④ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討。（幼稚園の預かり保育、認可外保育施設の利用状況調査を含む。）</p> <p><26年1月～3月></p> <p>⑥ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。 ※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議で国が定める基本指針について検討 会議では骨子やニーズ調査票案について、論点等を提示して議論。 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。</p> <p>○ 幼稚園の預かり保育の利用状況調査について通知を発出（5月17日）</p> <p><25年8月></p> <p>○ 基本指針の概ねの案文、ニーズ調査票のイメージを提示。</p> <p><25年中目途></p> <p>量の見込みの集計の手引きを提示。</p> <p>○ 支給認定基準（下限時間等）</p> <p><25年度末目途></p> <p>認可・運営基準 支給認定基準</p> <p>地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の基準</p>

<p><26年4月～9月></p> <p>⑦ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p> <p>※ 「量の見込み」、「確保方策」は26年9月末までに中間的にとりまとめ四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告。</p> <p>(想定される時期の例)</p> <p>～25年末 ニーズ調査の結果報告(単純集計の報告)</p> <p>～25年度末 計画に定める「量の見込み」の報告</p> <p>～26年度第1四半期 (既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換)</p> <p>～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告</p> <p>↓</p> <p>⑧ 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。</p> <p>↓</p> <p>⑨ パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。</p> <p>↓</p> <p><27年3月></p> <p>⑩ 確定 →都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。</p>	<p><26年度はじめ> 公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)</p>
---	---

○ 子ども・子育て会議	<p><25 年度以降></p> <p>地方版の子ども・子育て会議の設置努力。 (会議を設置する場合においては条例の制定等を実施) →できるだけ早期に設置。(ニーズ調査の内容についても、地方版子ども・子育て会議で調査審議することが望ましい。)</p> <p>設置している場合には事業計画の策定に当たって意見を聴かなければならぬため、26 年夏頃に計画を策定できるよう適宜開催。</p> <p>(参考) 設置状況について(7 月 1 日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設置地既済み</th><th>今後実現予定</th><th>会議休止要かない</th><th>方針未定</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立候</td><td>818 計数</td><td>677 計数</td><td>77 計数</td><td>246 計数</td><td>1740 計数</td></tr> <tr> <td>東北地方</td><td>24 計数</td><td>22 計数</td><td>0 計数</td><td>1 計数</td><td>47 計数</td></tr> <tr> <td>中関西圏</td><td>893 計数</td><td>689 計数</td><td>77 計数</td><td>247 計数</td><td>1740 計数</td></tr> <tr> <td>その他地方</td><td>30 計数</td><td>0 計数</td><td>0 計数</td><td>0 計数</td><td>30 計数</td></tr> <tr> <td>うち中京圏</td><td>34 計数</td><td>0 計数</td><td>0 計数</td><td>0 計数</td><td>34 計数</td></tr> </tbody> </table>		設置地既済み	今後実現予定	会議休止要かない	方針未定	合計	立候	818 計数	677 計数	77 計数	246 計数	1740 計数	東北地方	24 計数	22 計数	0 計数	1 計数	47 計数	中関西圏	893 計数	689 計数	77 計数	247 計数	1740 計数	その他地方	30 計数	0 計数	0 計数	0 計数	30 計数	うち中京圏	34 計数	0 計数	0 計数	0 計数	34 計数	<p><25 年 4 月></p> <p>子ども・子育て会議を設置し、検討を開始。</p> <p>子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①4月 26 日、②5月 31 日 ③6月 21 日、④7月 5 日 ⑤7月 26 日、⑥9月 13 日開催予定 <p>子ども・子育て会議基準検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①5月 8 日、②6月 28 日 ③7月 25 日、④8月 29 日開催予定 ⑤9月 20 日開催予定 <p>地方版の子ども・子育て会議の設置状況について調査を実施。(7月 26 日公表)</p>
	設置地既済み	今後実現予定	会議休止要かない	方針未定	合計																																	
立候	818 計数	677 計数	77 計数	246 計数	1740 計数																																	
東北地方	24 計数	22 計数	0 計数	1 計数	47 計数																																	
中関西圏	893 計数	689 計数	77 計数	247 計数	1740 計数																																	
その他地方	30 計数	0 計数	0 計数	0 計数	30 計数																																	
うち中京圏	34 計数	0 計数	0 計数	0 計数	34 計数																																	

平成 25 年 8 月 6 日

○ 認可基準 (幼保連携型認定こども園)	<p>【都道府県等】</p> <p><25 年度以降></p> <p>子ども・子育て会議で示される幼保連携型認定こども園に関する資料等を参考しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p>	<p><25 年 4 月以降></p> <p>→ 経営実態調査の結果を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。</p> <p>〔会議では、「現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする」との方針に沿って、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。〕</p> <p>* 第 1 回基準検討部会で議論を開始</p> <p>* 第 2 回基準検討部会で基本的な考え方を提示</p> <p>* 第 3 回基準検討部会で基本的な考え方を加えて現行の基準適合状況(設備関係)を提示</p> <p><25 年度末目途></p> <p>→ 政省令を作成。</p>
	<p><26 年 9 月まで></p> <p>27 年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園について認可を行うことが出来るよう、可能な限り 6 月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	

<p>○ 認可基準 (地域型保育事業)</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される地域型保育事業に関する資料等を参考しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p><26 年 9 月まで> 27 年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことが出来るよう、可能な限り 6 月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25 年 4 月以降> 各事業の実態調査を実施。</p> <p>実態調査の結果等を踏まえながら、子ども・子育て会議等で議論。 会議では、論点等を提示して議論。 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 1 回基準検討部会で議論を開始 * 第 2 回基準検討部会で小規模保育事業について先行して議論 各事業の実態調査を実施</p> <p><25 年度末目途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 運営基準(確認制度)</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される教育・保育施設等の運営基準に関する資料等を参考しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p>	<p><25 年 4 月以降> 定員設定のあり方、運営に関する基準等について、子ども・子育て会議等で議論。 会議では、論点等を提示して議論。 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 2 回子ども・子育て会議で議論を開始</p>

	<p><26年9月まで></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認定員見込みの中間とりまとめ。 27年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型保育事業について、確認手続を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。 	<p><25年度末目途></p> <p>政省令を作成。</p>
支給認定（保育の必要性の認定）	<p>【市町村】</p> <p><25年度以降></p> <p>子ども・子育て会議で示される保育の必要性の認定等に関する資料等を参考しつつ、自治体において認定等に関する条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26年9月まで></p> <p>26年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、6月議会において支給認定基準に関する条例等を策定。</p>	<p><25年4月以降></p> <p>子ども・子育て会議等で認定の事由等について議論。</p> <p>会議では、論点等を提示して議論。 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>*第2回子ども・子育て会議で議論を開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><25年度末目途></p> <p>政省令を作成。</p>
○ 地域子ども・子育て支援事業	<p>【市町村】</p> <p><25年度以降></p> <p>① 子ども・子育て会議等で示される資料等を参考しつつ、地域の実情に応じた事業内容の検討、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議、社会保障審議会児童部会を中心に検討。</p> <p>○ 質の改善を含む交付金の交付の方法等については、子ども・子育て会議を中心に議論。</p>

平成 25 年 8 月 6 日

		<ul style="list-style-type: none">○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等については、社会保障審議会児童部会（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会）を中心議論。 ※放課後児童クラブの基準に関する専門委員会は、年内を目途に取りまとめ予定○ 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（会議の資料や議事録は公開）。 ※「実費徴収に係る補足給付」については、経営実態調査の集計・分析を踏まえて議論。
	<p><25年度末までに></p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業の基準を定める省令・告示制定。	
	<p><26年4月～9月></p> <ul style="list-style-type: none">② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定。	<p><26年1月～3月></p> <ul style="list-style-type: none">○ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業としての実施要綱・交付要綱等の検討。
	<p><26年4月～></p> <ul style="list-style-type: none">③ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業として事業実施。	<p><27年1月～3月></p> <ul style="list-style-type: none">○ 実施要綱・交付要綱等の検討・案の提示
	<p><26年10月～></p> <ul style="list-style-type: none">④ 27年度からの利用者の利用手続き、事業所からの届出受理等、事業実施準備。	

平成 25 年 8 月 6 日

○ 費用・利用者負担	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される公定価格に関する資料等を参考しつつ、自治体において必要な条例等の検討。</p>	<p><25 年 4 月以降></p> <p>経営実態調査の結果等を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 〔会議では、論点等を提示して議論〕 。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。 *第 1 回基準検討部会で概要等提示</p>
	<p><26 年 4 月以降></p> <p>費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。</p>	<p><26 年度早期></p> <p>骨格を提示する予定（施設の意向調査）。</p>
	<p><26 年度終盤></p> <p>27 年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等）</p>	<p><26 年度後半></p> <p>27 年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。</p>
○ 幼保連携型認定こども園 保育要領（仮称）		<p><25 年 5 月></p> <p>社会保障審議会（児童部会）の下に、認定こども園保育専門委員会を設置。</p> <p><25 年 6 月></p> <p>中央教育審議会（初等中等教育分科会教育課程部会）の下に、認定こども園教育専門部会を設置。</p> <p>幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）について合同で審議を行う。</p>

平成 25 年 8 月 6 日

	<p><26 年度中（国の解説書が作成された後）> 関係者への周知・説明等を行う</p>	<p>○ 保育緊急確保事業</p> <p>実施団体は、平成 26 年度予算を確保し、市町村保育計画に事業を定めた上で、平成 26 年度事業として実施。</p>	<p>幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議 ①6月 21 日、②7月 26 日</p> <p><25 年度中> ・合同検討会議において報告のとりまとめを行う。 ・告示として取りまとめ予定</p> <p>←</p> <p><26 年度中> 解説書を作成</p> <p>←</p> <p>26 年度予算編成過程で内容等について調整。</p> <p><25 年秋頃> 事業項目等を提示予定</p> <p><25 年度中> 関係内閣府令の公布、要綱案の提示</p>
--	--	---	---

平成 25 年 8 月 6 日

○ 制度管理システム	<p>【支給認定・確認関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合</p> <p>25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、 調達仕様書の検討</p> <p>25 年 10 月～ 業者選定</p> <p>26 年 1 月～ 導入、テスト運用</p> <p>26 年 10 月～ 運用開始</p>	<p><25 年 4 月></p> <p>自治体におけるシステム化範囲等の検討のため、システムで管理する情報及びそれに係る項目について、たたき台を提示。（4 月 19 日）</p> <p>以降、システム設計に必要となる事項の検討を行い、順次提示。</p>
	<p>(2) 独自システムを構築する場合</p> <p>25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、 仕様書検討、業者選定</p> <p>25 年 7 月～ 設計</p> <p>26 年 1 月～ 構築、テスト運用</p> <p>26 年 10 月～ 運用開始</p>	<p><25 年 10 月頃></p> <p>内閣府において市町村のシステムで管理する情報を出力し、国の構築するシステムへ入力する際の統一的な出力規格（以下「インターフェース仕様」という。）を検討し、支給認定状況管理、特定教育・保育施設等情報管理に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>
	<p>【請求審査・支払関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合</p> <p>～26 年 4 月 システム化範囲の検討、調達仕様書の検討、 業者選定（※）</p> <p>26 年 7 月～ 導入、テスト運用</p> <p>27 年 4 月～ システムの運用開始</p> <p>（※）別途調達する場合でも、26 年 4 月までに業者選定を行う ことが必要</p>	<p><25 年 秋頃></p> <p>保育の必要性の認定、確認制度のシステムに関わる部分を提示予定</p> <p><26 年 4 月頃></p>

平成 25 年 8 月 6 日

	<p>(2) 独自システムを構築する場合</p> <p>~26 年 4 月 システム化範囲の検討、仕様書の検討、業者選定、設計（※）</p> <p>26 年 7 月～ 構築、テスト運用</p> <p>27 年 4 月～ 運用開始</p> <p>（※）別途調達する場合でも、25 年 10 月までに検討を開始し、年明け早々には、業者選定を行うことが必要</p>	<p>公定価格・利用者負担の骨格案を提示予定。</p> <p>交付金管理、認可・業務管理体制管理に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>
○ 自治体における実施体制	<p>施行に向けた準備作業のための体制整備</p> <p><26 年 9 月まで></p> <p>【都道府県等】</p> <p>幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置（条例設置）</p> <p>【都道府県・市町村】</p> <p>幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定</p> <p>【都道府県・市町村】</p> <p><27 年度まで></p> <p>給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備（27 年度から給付の支出し等は内閣府へ一元化）</p>	<p><平成 24 年 9 月></p> <p>内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室（文部科学省、厚生労働省職員に内閣府併任発令）</p> <p><平成 27 年 4 月></p> <p>内閣府に子ども・子育て本部を設置</p>

平成 25 年 8 月 6 日

○ 新制度に関する広報・周知	<p><25 年度中> 制度一般についての周知、広報。 (例) ・各自治体における広報誌などを通じての住民への周知。 ・ニーズ調査時に、新制度のリーフレットを同封する等、同調査の機会を活用した住民への周知。 ※リーフレット(教えて！子ども・子育て支援新制度)は内閣府 HP からダウンロードできます。 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/leaflet.pdf ・幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者への説明会等。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年度中> 利用手続き等、詳細の周知、広報。</p>	<p><25 年度中> 以下を実施予定。 ・フォーラム等の開催。 関係者向け…7月 19 日（大阪市） ※開催済み 一般向け…9月 23 日（札幌市） 11月 17 日（福岡市） 3月 2 日（横浜市） ・25 年 11 月～26 年 2 月 子育て当事者を対象とした草の根的勉強会の開催（全国 20 か所程度） ・育児雑誌への広告の掲載 ・26 年 3 月～4 月 パンフレット作成、配布。 ・施行準備の進捗状況に応じて自治体向けの説明会を実施。</p>
----------------	--	--

平成 25 年 8 月 6 日

○ その他	<p><26 年度以降></p> <p>既存の施設に対して、新制度への移行の意思などを調査・確認。</p> <p style="text-align: center;">事業計画、認可事務等に反映</p> <p>【市町村】</p> <p><26 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、子ども・子育て支援法第 87 条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決） 	<p><26 年度早期></p> <p>子ども・子育て会議等で認可基準・公定価格についての議論を行い、認可基準は 25 年度中、公定価格の骨格を 26 年度早期に提示予定。</p>

(参考)

【子ども・子育て会議関係資料】…子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て会議）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

【放課後児童クラブの基準に関する専門委員会関係資料】…社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi126710>

【幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）関係資料】…幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/index.htm

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi126718>

【自治体向け説明会関係資料】…子ども・子育て支援新制度（自治体向け説明会等）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event.html>

